

# フランス行政判例における結社の懲戒権（1）

——スポーツ連盟の事例を中心として——

高 作 正 博

はじめに

- 1 スポーツ連盟の懲戒権
  - 1-1 懲戒権の法制度
    - (1) デクレ第2004—22号と懲戒権
    - (2) 懲戒権の内容
  - 1-2 懲戒権の特徴とスポーツの自律性
    - (1) 懲戒権の特徴
    - (2) スポーツの自律性
  - 1-3 懲戒権と行政行為
    - (1) フランス・サイクリング連盟判決

はじめに

本稿は、公役務を担う団体、とりわけ本来は私的な結社であるそれらの団体が懲戒権を行使した場合、構成員にはいかなる救済手段が認められるのか、また、裁判所はいかなる統制手法を駆使することとなるのかについて、検討を加えることを目的とする。私的な結社による懲戒権に対して、司法裁判所は、「構成員の保護」の要請と「結社の自律性」の要請との調整を行いながら、極めて強い統制を行使してきた。このことは別稿で既に検討した<sup>1)</sup>。本稿では、公役務という性質が懲戒権に対する統制に影響を与えるのかどうか、管轄裁判所の差異は懲戒権の統制に違いをもたらすのかどうかに関心を払いつつ、主としてスポーツ連盟の懲戒権に関する行政判例を検討の対象とする。

（二二三八）

但し、スポーツ連盟の懲戒権を取りあげるには、様々な障壁がある。ギユイ・ブレバンが部長を務めるコンセイユ・デタの調査研究部は、『スポーツ：権限と規律——スポーツ連盟による懲戒権の行使と統制』をまとめているが、それによれば、法とスポーツの規律との関係に取り組むことは困難な課題であるとし、その理由として次の3点を挙げている。第1に、この領域では、慣習の支配が非常に強く、そのためそれを変えさせるのは難しいということ、第2に、アマチュア・スポーツとプロ・スポーツ、危険を伴うスポーツと危険性の少ないスポーツなど、全く性質の異なる連盟が共存している限りで、スポーツ界は不均質的であること、第3に、スポーツの領域は、国際的な諸規範によって規律されており、それは、理論的には国内法における拘束力を有するものではなく、国家の統制の外で作<sup>2)</sup>り上げられたものであるということである。

これらの諸要素、即ち慣習の支配、連盟の不均質性、国際規範の支配が、スポーツ連盟の懲戒権についていかなる問題を生じさせているのか、その問題にも関わらず、懲戒権に対する裁判統制は、どの程度まで及んでいるのか。以上の諸点を明らかにしたい。以下では、スポーツ連盟の懲戒権について、その一般的な特徴を指摘した上で、懲戒権に対する救済方法と統制手法を検討することとする。

## 1 スポーツ連盟の懲戒権

フランスのスポーツ基本法である「1984年7月16日法律第84—610号」（以下、1984年法律とする。<sup>3)</sup>）は、スポーツに関わる様々な組織の権限及び地位について規定している。中でもスポーツ連盟は、スポーツ担当大臣の「認可」を得て「公役務の任務の行使に参加する」とされ、また、国家から財政上の援助を受けたりスポーツ担当大臣の監督の下に置かれる等、特別な地位を与えられている。また、認可を受けたスポーツ連盟のうちそれぞれの分野で1連盟が、スポーツ担当大臣から「委任」を与えられると、公式大会の組織権、選抜を行う権限、選手・コーチ・審判員等のリストへ

の登録の提案権を独占することとなる<sup>4)</sup>。結社の懲戒権は、私的組織に固有のものであって実定法制度による根拠を必要とするものではないが、スポーツ連盟の場合は、こうした特殊な地位を与えられていることから1984年法律の中で特別に規律されることとなっている。以下では、スポーツ連盟の懲戒権につき、その法制度、特徴、性質を明らかにすることとしたい。

## 1-1 懲戒権の法制度

### (1) デクレ第2004—22号と懲戒権

1984年法律第16条及びスポーツ連盟の認可等に関する「2004年1月7日デクレ第2004—22号」（以下、デクレ第2004—22号とする。）は、第1条で「1984年7月16日法律第16条Ⅲで規定する認可を申請するスポーツ連盟は、以下の規定に従わなければならない」と規定し、次の条件を列挙している。

「1 1984年7月16日法律第8条に従って、その民主的な運営、管理の透明性、指導機関就任への男女平等を保障し、また、本デクレ付則Ⅰの第1章で規定する必要的規定を含む諸規定からなる規約を備えていること」、  
 「2 本デクレ付則Ⅱに掲載された典型的規律規定に適合するものを備えていること」、  
 「3 公衆衛生法典法律編L 3634—1の諸規定に適合するドーピング禁止に関する特別の規律規定を備えていること」、  
 「4 少なくとも3年間存在してきたことを説明すること」、  
 「5 規律を実践するために必要な管理機構及び専門家を、構成員に対し提供できることを説明すること」である。

これら各号は、スポーツ連盟内部の運営に関し、民主制や透明性、男女平等、さらにはドーピングへの対応等を求めるもので、スポーツ連盟は、上記条件に適合する規約を制定しなければならない。特に、懲戒権については、第2号で触れられている付則Ⅱで、認可スポーツ連盟の典型的規律規定を規定する。以下、簡単にその概略を紹介したい。

付則Ⅱは、スポーツ連盟の懲戒機関と手続、懲戒処分について、必要的規定を定めるものである。まず、懲戒機関については、次のような規定が

置かれている。連盟には、「1又は複数の第1次的懲戒機関及び1又は複数の控訴懲戒機関」が設置され（第2条第1項）、これら懲戒機関は、「法的及び職業倫理的権限」に相応しい「少なくとも5人の構成員から構成される」（第2条第2項）。懲戒機関の委員の任期は4年と定められているが、委員長と合わせて、その任命機関をどうするかについては、各連盟に任されている（第2条第4項）。

連盟の懲戒権の対象については、「連盟に加盟する非営利社団、ライセンスを有するその非営利社団の構成員、ライセンスを有する連盟の構成員」と列挙されている（第2条第1項）。スポーツ連盟は、通常スポーツ団体から構成されるのであるが、連盟に直接個人が所属する場合も認められているため、「連盟の構成員」が挙げられている（1984年法律第16条I第1項、第2項）。他方、1984年法律の前身である「1975年10月29日法律第75—988号」（以下、マゾー法とする。）は、登録選手と団体にしか言及していなかった。「スポーツ連盟は、登録選手及び加盟団体に対し懲戒権を有する」（第11条第4項）。しかし、エクター判決では、クラブの長に対する懲戒処分が認められた<sup>5)</sup>。このような不明確な規定と比較すれば、現在のデクレ第2004—22号は、処分の対象者を列挙し、より明確な内容となっているといえる。

また、懲戒手続については、審議の公正さを確保するための次のような規定が置かれている。第1に、懲戒機関の招集及び構成員の定足数である。

「第1次的懲戒機関及び控訴懲戒機関は、委員長又は委員長がそのために委任した者の招集状に基づいて開かれる。それらは、少なくとも3人の構成員が出席する場合にしか、有効に審議することができない」と規定されている（第3条第1項）。

第2に、懲戒機関の審議の公開制である。「懲戒機関における審議は、公開とする」（第4条第1項）。しかし、「委員長は、公序の利益のため又は私生活の尊重から理由のあるときは、職権で又は一方の当事者の要求により、審議の全部あるいは部分について、会場への入室を禁止することが

できる」(第4条第2項)。

第3に、懲戒手続に関与できる者の制限である。「懲戒機関の構成員は、当該案件に直接又は間接の利害関係を有する場合には、審議に加わることができない」(第5条第1項)。「同一案件について、第1次的懲戒機関の構成員であった者は、控訴懲戒機関の構成員となることができない」(第5条第2項)。第1次的懲戒機関の手続においては予審が行われるが、「予審のために任命された者は、当該案件に直接又は間接の利害関係を有することがあってはならず、また、予審を行った案件を付託された懲戒機関の構成員となることもできない」(第7条第3項)。

第4に、処分対象者に対する権利保障である。懲戒処分の対象者に対する防御権の保障(第9条第1項)、弁護人依頼権の保障・通訳出席要求権の保障(第9条第2項)等が規定されている。また、懲戒機関の構成員、審議の書記、予審のために任命された者は、「その職務上知り得た事実、行為、情報についての守秘義務を負う」(第6条第1項、第7条第4項)と定め、プライバシー権にも配慮している。

懲戒機関の構成員及び審議の書記が、これらの規定に違反した場合には、その職務を停止されることとなる(第6条第2項)。

## (2) 懲戒権の内容

さらに、付則Ⅱは、懲戒処分の内容について次のような規定を置いている。まず、スポーツ上のペナルティーである。降格処分やリストからの削除、失格、出場資格剥奪等があり得るが、規定上、スポーツ連盟が自由に規定することが認められている(第18条第1項第1号)。

他方、懲戒処分については、連盟は、典型的規定を規約に採用することが義務づけられており、選択の自由の余地はない。そこでは、訓告、譴責、試合の出場停止・職務の執行停止、罰金、ライセンスの一時的停止、除名が列挙されている。罰金については、それが登録選手に課される場合、「違警罪(cotravention de police)」について規定された罰金の金額を越えてはならない、と規定されている(同項第2号)。試合の出場停止につ

## フランス行政判例における結社の懲戒権（1）

いては、初めての処分であった場合、利害関係人の同意により一定の期間、連盟やスポーツ非営利団体の一般利益に奉仕する活動に代えることやそれを付加することができる」とされている（同条第2項）。

また、特に競技上のルールの重大な違反やスポーツマンシップへの違反があった場合には、一定の期間、連盟を指導し管理する「指導機関 (instances dirigeantes)」への選任資格を失うこととされる（同条第1項第3号）。

### 1-2 懲戒権の特徴とスポーツの自律性

#### (1) 懲戒権の特徴

スポーツ連盟による懲戒権については、次の特徴を指摘することができる。第1に、スポーツ界は、本質的に、一定の規律を前提とする懲戒権を必要とするという点である。その理由として、スポーツ活動自体が暴力に転化するおそれがあるため、それを抑止する必要性があること、逆に、一定の規律が存在しなければ、スポーツ活動に求められがちな潔癖さの故に、不当に処分が重くなったり根拠の乏しい非難が向けられたりすること等を指摘することができる。

第2に、スポーツ連盟による構成員に対する懲戒権の行使は、時として重大な帰結をもたらすという点である。とりわけ、その処分が、構成員に対し一時的に或いは永久に、プロ・スポーツ活動やスポーツ競技への参加を禁止するものである場合には、その不利益は甚大なものとなる。通常の結社の場合、除名された構成員は同じ目的を有する他の団体に加盟したり新しい団体を結成することが可能であるのに対し、フランスのスポーツ組織においては、上位に位置する連盟自体が除名した構成員は、競技大会を組織し資格を付与する他の下位団体に再加盟することが認められていない。<sup>6)</sup>

第3に、スポーツ連盟による懲戒権は、その影響の大きさ故に「法の一般原理」を遵守して行使されなければならないという点である。改正前の

1984年法律は、「連盟は、法の一般原理の遵守の下で、そこに加盟するスポーツ団体とその登録選手に対する懲戒権を有し、その分野の技術上及び倫理上の規範を遵守させる」と一般的に規定し（第16条第4項）、「1985年2月13日デクレ第85—236号」で定められている典型規約では、懲戒手続の対象とされた個人及び団体は、防御の機会、懲戒機関への召喚、自ら選任する弁護士の補佐を保障されなければならない旨明記され（第6条第3項）、また、「1985年2月13日デクレ第85—237号」では、認可の条件として、連盟内部での表現の自由の保障、防御権の保障、違法な差別の禁止等が挙げられていた（第1条第2項第1号、第2条<sup>7)</sup>）。さらには、先に述べたデクレ第2004—22号の付則Ⅱにおいても、同種の規定が置かれ、処分対象者に対する権利保障が強く意識されている。

従って、コンセイユ・デタ及び憲法院の判例によって導き出されてきた、懲戒権に関する法の一般原理は、スポーツ連盟による懲戒権の行使にも適用されうる。処分の対象たる個人・団体には、非違行為に関わる事実についての説明の機会の保障、関係書類の閲覧権の保障、裁判を受ける権利の保障等が必要であるし、他方、懲戒機関には、状況及び書類についての個別的審査、処分についての理由附記等が義務づけられ、また、懲戒処分は、非違行為と比例的なものであり、罪刑法定主義や処分不遡及の原則に適合的なものでなければならぬ<sup>8)</sup>。

第4に、国際連盟による懲戒処分の効果をどのように理解するか、というスポーツ界に特有の問題が生じうる点である。フランスに活動の基盤を持ち、団体事務所を置いている結社による、フランスでの懲戒処分は、当然にフランス法の規律を受けることとなり、またフランス国内での効果を持つにすぎない。しかし、その結社が国際的な活動を行うものである場合、フランス以外での国家においても効果を有する処分を下すことができるのかどうか問題となりうる。この点については、M・クディールが検討を行っている<sup>9)</sup>。彼によれば、この種の問題は通常、相互条約によって解決されることとなるはずであるが、現在まで、このような条約は締結されてい

## フランス行政判例における結社の懲戒権（1）

ないとされる。実際には、国際的な連盟による処分を、国内の加盟団体がそのまま適用する決定がなされている。このように二重に処分を行うという方式は両団体間での対立の原因となりうるが、国内団体が、その執行を拒否するというのは稀である。その理由は、国際的なスポーツ活動から排除されるという報復措置を恐れてのことである。

### （2） スポーツの自律性

以上のような特徴を有するスポーツ連盟の懲戒権は、スポーツの自律性と密接な関連を有している。スポーツ連盟が、構成員に対し競技大会への参加やスポーツ活動を禁止するというあり方は、スポーツマンシップや慣習上のルールに関する知識・理解を必要とするからである。スポーツ活動の特殊性ないし専門性から必要とされるその自律性は、公権力の関与を排除して独自の制度の下でスポーツや団体を組織・運営することを要請する。

しかし、「認可」や「委任」を前提とするスポーツ連盟の現実の法制度は、それを国家の監督の下に置き、他方で、財政上の援助や公式大会組織権等の「独占（monopole）」を与えた。特に、スポーツ担当大臣の監督は、連盟が現行法律及び規則を遵守しているかどうかをチェックするものであり（1984年法律第16条 I 第5項）、認可付与時の条件を満たさなくなった場合、規約の侵犯や公序ないし公衆道徳への侵害があった場合、衛生・安全の規則への違反があった場合等には、「認可」を取り消されることとなる（デクレ第2004—22号第7条参照）。

スポーツの自律性を強調して公権力の関与を排除するのか、それともスポーツの公役務性を重視して行政の関与や統制を可能とするのか。これまでの法制度は、スポーツの自律性と統制という相反する問題状況を必ずしも解消するものとはいえなかった。マゾー法は、その第11条第2項で「連盟は、独立してその活動を行う」と規定すると同時に、同条第3項で「スポーツ担当大臣の監督の下にのみ置かれる」と規定していたし、1984年法律も「スポーツ連盟は、独立してその活動を行う」（第16条 I 第3項）とする規定と同時に、スポーツ担当大臣ないし国家教育大臣の監督（第16条



I第5項)を規定しているのである。

この点、スポーツ連盟への権限の付与に際し、典型規約等への一致を求める法制度について、これが「スポーツの国家化 (l'étatisation)」につながり、結社の自律性を害する危険性があることが指摘されてきた<sup>10)</sup>。そこで、私的なイニシアティブに基づく結社という要素と自律的運営を求めるスポーツという要素を考慮すれば、スポーツの領域に法治主義を徹底すると同時に、公権力による過度の介入を回避しなければならないとする配慮が必要であるように思われる。「連盟の中で公権力の特権に属し従って公法の準則及びその裁判官に従うことと、結社の運営に関わっているために私法に属すること (例えば、連盟の民主的運用やクラブの運営等) との間での、判例によって為されてきた区分を、確認し維持することは重要である」と指摘される<sup>11)</sup>のも、同じ趣旨によるものであろう。

なお、ここでいう連盟の自律性とは、公権力による統制、主として担当大臣による監督との関係で論じられていることに注意する必要がある。大臣による過度の監督ないし介入を排除する原理として自律性が語られている。従って、問題の次元は、生じた紛争について、公権力の関与を前提に行政裁判所の管轄とするのか、あるいは自律的・私的行為だとして司法裁判所の管轄とするのかにあるのであって、その裁判所による審査をも抑制的に捉えようとする文脈でのものではない。

### 1-3 懲戒権と行政行為

#### (1) フランス・サイクリング連盟判決

スポーツ連盟の懲戒権の法的性質については、それが判例上、行政行為と理解されてきたことが重要であろう。既に別稿で、フランス・スポーツ用品産業連盟判決に関連して指摘しておいたように<sup>12)</sup>、コンセイユ・デタの判決の論理には、スポーツ連盟の懲戒権もまた、行政行為と認められる余地が存していた。そのことを確認した判決を取りあげて検討することとする。

## フランス行政判例における結社の懲戒権（1）

フランス・スポーツ用品産業連盟判決から2年後、再びコンセイユ・デタは、スポーツ連盟の決定に公役務の性質を認めることができるかどうかを判断する機会を与えられた。フランス・サイクリング連盟判決<sup>13)</sup>では、ベルギー二輪車リーグが、R・パンジョン選手に対しドーピングを理由に4ヶ月の出場停止処分を宣告し、さらに、フランス・サイクリング連盟も、この出場停止処分をフランス国内にも拡大する決定を行ったところ、パンジョンは、フランス・サイクリング連盟による決定の取消を求めて訴えた。パリ行政裁判所は、1971年6月24日の判決で、連盟の決定に対する執行停止の請求を斥けたものの<sup>14)</sup>、1974年5月15日の判決では、パンジョンの主張を容れ、連盟による決定を取り消す判断を下した。それに対し、連盟がコンセイユ・デタに控訴したのが本件である。

**A コンセイユ・デタの判決** コンセイユ・デタは、フランス・サイクリング連盟が、1945年オルドナンス及び青年・スポーツ大臣による2つのアレテにより、「公権力の特権」の範囲内で行動しており、その決定により、ベルギー二輪車リーグが下した4ヶ月の出場停止処分をフランス国内にも拡大した、と述べて、連盟の行為に行政行為の性質を認めた。その上で、本件処分がアレテで規定されていた手続を遵守してなされたものではなかったことを理由に、フランス・サイクリング連盟の請求を棄却した。

以上の判決は、当該行為に行政行為の性質を認めた限りでは、1974年判決と同一線上にあるものと考えることができる。しかし、両者の関係ないし異同、本事案の特殊性等については、本判決の簡潔性故に、その含意を読みとることが困難である。そこで以下、政府委員の論告を手がかりに、判決の意味するところを補っておくこととする。

**B ガラベール政府委員の論告** 彼は、本件では1974年フランス・スポーツ用品産業連盟判決から検討することが必要であるとし、フランス・サイクリング連盟の行為に行政行為の性質を認めるかどうかを判断するためには、「委任の対象を為す範囲内で決定が為され、他方で、公権力の特権の行使を示している」かどうかを検討されるべきであると指摘する。そ

こでまず、連盟の決定が「委任の範囲内」で為されたかどうかにつき、次の点を理由に肯定する。第1に、フランス・サイクリング連盟が委任連盟のなかに掲載されている点である。

第2に、制裁を課す権限は、その性質上委任の範囲内のものと認められなければならない点である。その理由として、① 1945年オールドナンス第1条が大臣に授権し委任することを認めているのは、競技大会の「許可権 (pouvoir d'autoriser)」であること、② 1974年フランス・スポーツ用品産業連盟判決は、この「許可権」が「組織権 (pouvoir d'organiser)」を含むと判断したこと、③ 組織とは、「具体的な組織」と競技大会に適用される規則の「制定権 (pouvoir d'edicter)」とを含んでいること、④ この「規則制定権」は、規則の遵守を確保する権限、即ち、制裁を課す権限を含んでいることである。

第3に、委任の範囲外のものとするべき事情も認められるが、それも問題ではない。即ち、委任が一定のカテゴリーの試合（全国選手権、地方選手権、公式の全国チームの選抜）しか対象としていないのに対し、パンジョンに対する制裁はそれらの試合に際して宣告されたわけではないという事実である。しかし、連盟の決定により、彼は、選手権あるいは選手権としての性質を示す試合などに参加することを禁止されたのであり、「委任の合理的な解釈」を考慮すれば、この場合には委任の範囲内にあるものと考えられる。

次に、連盟の決定が「公権力の特権の行使」であるかにつき、次のように述べる。第1に、プロの選手が問題となっているという事実は、行政管轄を正当化するに十分である。その理由として、次の2点が指摘されている。① プロ選手の利益はアマチュアの利益とは全く異なること、また、プロ選手に関する決定は、彼らの利益だけでなく、プロチームの財政に参加する企業や使用者の利益にも影響を与えうること等から、プロに固有の組織整備が必要とされ、実際、連盟に付与された委任は、プロ選手に関しては強化されている（プロサイクリング組織に関する1969年9月2日アレ

テ）。

② プロのサイクリング選手に対する制裁は、アマチュアの選手に対する制裁よりも明確に、公権力の特権理念を想起させる。なぜならば、後者は、原則として余暇の利用にしか影響を与えないものであるが、前者は、自らの使用者との労働契約の執行を不可能にし、そのため生活を営むこと自体を不可能にするからである。

第2に、制裁がドーピングを理由として宣告されたという事実は、それが行政行為の性質を示す事情となりうる。以下の2点がそのことを表している。① 従来から国家は、公衆衛生の観点からこの問題に関心を寄せてきたという点である。もともとドーピングは、スポーツ規則によって禁止されてきたのであるが、国家は、1965年6月1日法律により、スポーツ競技における興奮剤の使用を刑事罰の対象とした。もっとも、この刑罰の効果は期待はずれのものであったため、今度はスポーツ大臣が、制裁の強化を目的とする規則の修正を連盟に対して求めるようになった。このように、法律の制定及び規則修正の要求を通じての国家の関わりは、為された措置に公法の性質を付与するものと認められ得る。

② 連盟におけるドーピング事件が、現実に国家の直接的な関与をもたらす可能性があったという点である。この事件に際して、連盟が選手への医療検査の義務化を要求し、他方、プロ選手組合はそれに反発した。この両者の対立が続いていけば、それを解決するための新たな公権力の特権の援助、従ってより直接的な国家関与が誘発されていたのであった。

C 本判決の意義 以上のガラベールの論告を踏まえ、また、フランス・スポーツ用品産業連盟判決との比較を意識しつつ、以下の点を指摘しておきたい。<sup>15)</sup>まず、「行政的公役務」の行使ないしその委任につき、第1に、連盟の権限内容の違い、即ち、規則制定権と懲戒権との違いは、スポーツと公役務との関係についての判断に影響を及ぼすものではなかったという点である。フランス・スポーツ用品産業連盟判決の事案では、規則の制定が問題とされていたのに対し、本事案では、懲戒処分という個別的

決定が問題であった。しかし、どちらも、「行政的公役務」の委任の範囲内であるとされている。

他方、規則制定権及び懲戒権は、どちらも結社の内部的運営に関わるものとして私法上の行為と見る見解があったにもかかわらず、ともに公役務の行使と認められた。このように両者を公役務の行使に引きつけたのは、1945年オールドナンスにおける公式大会の許可権についての解釈によるものである。許可権は、公役務の「遂行」という表現により（ラショーム<sup>16)</sup>、また、規則制定権及び懲戒権を含む組織権という概念を媒介として（ガラベール）、組織的側面のみならず運営についても包含しうるものと解されたのである。

第2に、ガラベールが、「委任の範囲内」かどうかの判断に際し、「委任の合理的な解釈」という方法を示した点である。1974年判決では、公役務の性質が、スポーツ活動の組織全体にではなく、委任により連盟が組織しうる競技についてのみ認められるとする限定的な理解が採用された。このことを前提とすれば、連盟の処分が「委任の範囲内」には属さない試合に際してのパンジョンの行為を理由に宣告された本件では、公役務性が認められないと判断する余地もあったものと思われる。しかし、ガラベールは、1974年判決での限定的な理解を前に、「委任の厳格な解釈」ではなく、あえて「委任の合理的な解釈」を取り入れることで、その限定の枠を越える途を開いたものと言えるであろう。

また、「公権力の特権の行使」につき、第1に、連盟の決定が影響を与えうる範囲の違いは、「公権力の特権の行使」の判断に影響を与えなかったという点である。連盟以外の「第三者」との関係が問題となったフランス・スポーツ用品産業連盟判決とは異なり、連盟の「構成員」に対する懲戒権が問題となった本件でも、行政行為の性質が認められたのである。

但し、第2に、「公権力の特権の行使」の認定については、困難な問題が存する点である。連盟の懲戒権は、「委任の範囲内」にあるとしても、常に「公権力の特権の行使」とは認められない余地を残しているからであ

る。ガラベールは、当該構成員の「プロ」と「アマ」という立場の違い、及び、ドーピング規制に対する国家の関与を指摘して、さらに別の箇所では連盟による制裁の性質が重大なものであるとも指摘して、この問題をクリヤーしている。懲戒権が「公権力の特権の行使」かどうかは、裁判管轄を決定する際に重大な要素であり、しかも本件のような事情の存しない、射程外の紛争については、多くの問題が未解決のまま残されている。この点については、裁判管轄の問題を論ずる際に立ち返って検討することとする。

- 1) 拙稿「フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉」『比較法研究』62号(2001)178頁以下、同「フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉(1)～(5・完)」琉法65号(2001)65頁以下、69号(2003)39頁以下、71号(2004)1頁以下、75号(2006)1頁以下、78号(2007)23頁以下参照。
- 2) Conseil d'Etat, Sports : pouvoir et discipline. L'exercice et le contrôle des pouvoirs disciplinaires des fédérations sportives, La Documentation française, 1991, p. 9.
- 3) 現行法に関しては、Code du sport, 3e éd., Dalloz, 2005 を参照した。
- 4) 拙稿「『公私協働』の法理論と人権論への示唆——フランスのスポーツ連盟を素材として——」琉法79号(2008)1頁以下参照。
- 5) CE, 19 décembre 1980, Hechter, Rec., 488 ; D., 1981, J., 297, 431 ; J. C. P., 1982, 19784.
- 6) Conseil d'Etat, Sports : pouvoir et discipline. L'exercice et le contrôle des pouvoirs disciplinaires des fédérations sportives, *op. cit.*, p. 7.
- 7) Conseil d'Etat, Sports : pouvoir et discipline. L'exercice et le contrôle des pouvoirs disciplinaires des fédérations sportives, *op. cit.*, p. 41 et s.
- 8) Conseil d'Etat, Sports : pouvoir et discipline. L'exercice et le contrôle des pouvoirs disciplinaires des fédérations sportives, *op. cit.*, pp. 13-14.
- 9) A.-S. Mescheriakoff, M. Frangi et M. Kdhir, Droit des associations, P. U. F., 1996, pp. 189-190.
- 10) J.-Y. Plouvin, L'action de l'État à l'égard du sport, Thèse, Paris, 1973, p. 157 et s.; J.-M. Garrigou-Lagrange, Recherches sur les rapports des associations avec les pouvoirs publics, L. G. D. J., 1970, p. 112. また、1963年4月4日アレテが結社の自律性を侵害し違法ではないかが争われた訴訟として、CE, 5 novembre 1965, Fédération nationale de sauvetage, Fédération fran-

- çaise de sauvetage et de joutes et Fédération française de natation, Rec., 580; A. J. D. A., 1966, 228.
- 11) Conseil d'Etat, Sports : pouvoir et discipline. L'exercice et le contrôle des pouvoirs disciplinaires des fédérations sportives, *op. cit.*, p. 9.
- 12) 拙稿・前掲4) 20頁以下参照。
- 13) CE, 26 novembre 1976, Fédération française de cyclisme, A. J. D. A., 1977, 139, concl. M. Galabert.
- 14) TA Paris, 24 juin 1971, Sieur Pingeon, Rec., 866.
- 15) コンセイユ・デタの判決が、「行政的公役務」の行使の存在に直接には言及していない点をどのように理解するか、プロ・サイクリング活動全体の組織をフランス・サイクリング連盟に委任するアレテの規定が、1945年オールドナンスに適合していないのではないか、商業主義的であるはずのプロ・スポーツが本当に「一般利益」に属するのか等の点を指摘・検討したものとして、F. Moderne, Note sous CE, 26, novembre 1976, A. J. D. A., 1977, 144. また、連盟への委任のメカニズムを批判的に検討したものとして、J.-Y. Plouvin, La reconnaissance par le juge administratif d'un service public administratif du sport, J. C. P., 1975, 1, 2724, n° 41 et s. ここで、プルーヴェンは、スポーツ分野には、公役務の「目的」に相応しいものとそうでないものがあると考えなければならないのかという疑問、権限の委任による法的区別は、スポーツの現実に一致していないし、またその表現や目的の多様性とも一致しないとする点、国家が個々の公式行事についてのコントロールを行使する権限を控えようとするのでない限り、この委任は、スポーツ組織の基礎的要素たる結社の性質と両立しえないとする点、仮にスポーツ担当大臣が委任を取り消した場合、全ての公式競技を自ら許可し、場合によっては組織する資格を有するのであろうかという疑問、公役務と権限の委任とを結びつけるのは誤っているとする点等を指摘している。プルーヴェンの主張については、さらに J.-Y. Plouvin, Les relations de l'État et des groupements sportifs, R. A., 1974, p. 238, note 6 参照。
- 16) J.-F. Lachaume, Note sous CE, 22 novembre 1974, D., 1975, J., 742. また、拙稿・前掲4) 24頁以下参照。